



平成24年8月13日

各 位

会 社 名 株式会社テーオー小笠原
代表者名 代表取締役社長 小笠原 康正
(J A S D A Q コード・ 9 8 1 2)
問合せ先
役職・氏名 取締役副社長 小笠原 尚武
電話 0138-45-3911

外部調査委員会調査報告書の公表に関するお知らせ

当社は、平成24年8月1日付で開示のとおり「外部調査委員会設置に関するお知らせ」で、平成23年5月期の分配可能額を超えた配当金の支払いの実施について、外部調査委員会に調査を委託することをお知らせしておりました。

外部調査委員会には、第三者の立場から、発生した事実の正確な把握、原因究明、再発防止策に関する提言などをお願いしておりましたが、外部調査委員会より調査報告書の交付を受けましたので、外部調査委員会報告書を別添にてご報告いたします。

なお、今後の具体的な再発防止への対応などにつきましては、決定次第お知らせいたします。

以上

平成 24 年 8 月 11 日

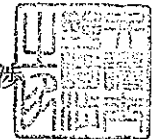
株式会社テーオー小笠原
代表取締役社長 小笠原 康正 殿

外部調査委員会

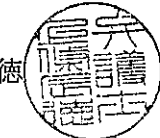
委員長 木下 元章



委員 野崎 渉



委員 上條 辰徳



第 1 外部調査委員会について

1 委員会設置の経緯

株式会社テーオー小笠原（以下、「会社」という。）は、平成23年8月25日開催の第57回定時株主総会において決議し実施した期末配当が、会社法及び会社計算規則に基づき算出される分配可能額を超えてなされていたことを認知した。

そこで、会社は、社内調査委員会における調査を実施したが、社内調査委員会の調査を実施したのみでは、発生原因の究明、再発防止策の策定等について十分な成果を得られないと判断し、平成24年8月1日外部調査委員会を設置すべく、委員長木下元章に外部調査委員会の設置及び調査を委嘱した。

2 委員の構成

委員長木下元章は、上記委嘱に基づき、直ちに、委員を下記のとおり定め、外部調査委員会を組織した。

なお、委員長を含む委員会の構成員は、いずれも、会社との間で独立性、中立性に影響を及ぼすような関係や取引はない。

委員長 木下元章 弁護士（木下元章法律事務所）

委員 野崎 渉 弁護士（五稜郭法律事務所）

委員 上條辰徳 弁護士（弁護士法人ゆの川）

3 調査目的事項

会社から外部調査委員会に対して依頼された調査目的事項は、平成23年8月25日開催

の第57回定時株主総会において、1株当たり3円、総額18,935,928円の剰余金を期末配当金として支払う旨を決議し配当を実施した件（以下、「本件」という。）に関する以下の事項である。

- (1) 本件が法令に反することの確認
- (2) 本件の意思決定過程の確認
- (3) 本件の原因の究明
- (4) 本件の意思決定に関与した会社役員の実行責任の指摘
- (5) 再発を防止するために必要な措置の提言

4 調査指針

外部調査委員会は、日本弁護士連合会による2010年7月15日策定、同年12月17日改訂の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を踏まえて調査活動を行った。

また、外部調査委員会は社内調査委員会の調査が先行して完了していたことなどから、独自に調査を実施する前提として社内調査委員会の調査結果にも一部依拠することとした。

なお、外部調査委員会は社内調査委員会から同委員会の調査報告書の提供を受け、調査の対象及び方法の選択、調査手続の実施方法、調査結果の表示方法等について調査を行い、社内調査委員会による調査手続の透明性、妥当性、調査結果の客観性、正確性が一応確保されていることを確認した。

第2 発覚の端緒と社内調査委員会の調査結果

1 発覚の端緒

会社からの聴取内容を総合すると、会社は、平成24年7月上旬ころ、同年8月28日開催の第58回定時株主総会において付議する議案の内容について検証を行うと同時に、会社総務部担当者が、ディスクロージャー・IRに係る情報加工の総合サービス会社の担当者と、平成24年5月期の決算短信の文書について電話で打ち合わせを行っていた。その中で、上記情報加工総合サービス会社の担当者から平成24年5月期の期末配当金の支払いについて質問があり、総務部担当者が、期末配当実施の予定を伝えたところ、貸借対照表の純資産の部に記載されている自己株式の価額が多いため分配可能額がマイナスの可能性があるので、分配可能額を再確認しておいた方がよい旨の指摘を受けた。

指摘を受け、総務部担当者が会社決算実務担当執行役員及び決算実務担当者にこれを伝え、両者が確認作業を行った結果、平成24年5月期の分配可能額がマイナスであるため、配当ができないことが明らかになった。そのため、会社は、配当を行うようにするためにどのような処理をすべきか検討し、資本準備金および利益準備金をそれぞれ

れ（その他）資本剰余金と（繰越）利益剰余金に振り替える手続きを行う準備にとりかかった。会社は、その準備に追われていたため、その時点では、昨年度（平成23年5月期）の分配可能額がマイナスであったことに考えが至らなかった。

決算実務担当において、平成24年7月25日開催の取締役会の準備をしていたところ、取締役の一人から確認のため過年度の期末配当金について再検証を行うよう指示があり、経理部がこれに応じて検証したところ、平成23年5月期の分配可能額がマイナスになっていることが判明した。

2 社内調査委員会の設置

会社は、平成24年7月25日、会社取締役副社長小笠原尚武を委員長とし、以下のとおり、社内調査委員会を設置した（TDnetによる適時開示済み）。

<調査目的>

- ① 本件の概要の把握
- ② 本件の発生及び発表までの経緯
- ③ 本件の発生原因の分析

<委員の構成>

委員長	会社取締役副社長	小笠原尚武
委員	会社執行役員管理部長	對馬伸哉
委員	会社経営企画室係長	水島順也

3 社内調査委員会の調査結果

社内調査委員会は設置後、各種調査を実施し、平成24年8月1日、調査報告書を作成して取締役会及び同日設置された当外部調査委員会に提出した。なお、調査報告書の内容は、既にTDnetにより適時開示を実施済みであるが、その概要は、以下のとおりである。

(1) 本件の概要

会社は、平成23年8月25日開催の第57回定時株主総会において、1株当たり3円の配当を行うことを決議し実施したところ、その配当額が、会社法第461条2項により算定される分配可能額を超過していた。

(2) 本件の発生及び開示までの経緯

平成24年7月25日開催の取締役会における質疑の中、取締役の一人から確認のため過年度の期末配当金が会社法461条1項、2項「分配可能額」の範囲内にあるかにつき再検証を行うよう指示があり、これに応じた検証作業によって、平成23年5月期の期末配当金が「分配可能額」を超えていることが判明した。

(3) 本件の発生原因の分析

分配可能額は経理部が算定し、総務部に回覧し検証、確定するのが業務の流れ

であったが、経理部での「分配可能額」算定において誤りがあったにも関わらず、総務部においてそれを発見できなかった。

平成23年7月29日開催の取締役会において、本件の配当議案が付議され承認可決されたが、自己資本比率12.2%、1株あたりの純資産額546.81円と財政状態が安定しており、担当取締役も違法性に気付かず議案を説明し、その場に参加した取締役及び監査役全員も議案内容の違法性に気付かなかった。

第3 外部調査委員会による調査とその結果

1 外部調査委員会の調査方法の確定

外部調査委員会では、設置後、速やかに会社から提供された資料を検討するとともに、第2の3記載の社内調査委員会の調査結果の報告を受け、本件に関して会社から依頼を受けた第1の3記載の調査目的事項、すなわち、

- (1) 本件が法令に反することの確認
- (2) 本件の意思決定過程の確認
- (3) 本件の原因の究明
- (4) 本件の意思決定に関与した会社役員の責任の指摘
- (5) 再発を防止するために必要な措置の提言

以上の調査を実施するために必要な調査の方法を下記のとおり確定した。

記

- ・分配可能額の算定方法の検証
- ・剰余金の配当の意思決定過程に関する関係者からの事情聴取及び社内資料の確認

なお、調査対象期間については、主として本件が発生した平成23年5月期の期末配当の意思決定が行われた時期としたが、外部調査委員会としては、再発防止措置の提言には、剰余金配当に関する議案内容が会社法施行により会計監査の対象から外れることになった平成19年5月期から把握する必要があると考え、過去5期にわたって調査した。

2 外部調査委員会による調査の結果

(1) 本件が法令に反することの確認

剰余金の配当については、その効力発生日における分配可能額を超えて実施することはできない（会社法461条1項8号）。

会社は平成23年5月期に純損失を計上することとなり、また繰越利益剰余金が4,862,509,887円のマイナスとなっていることから、別途積立金5,600,000,000円を

取り崩して繰越利益剰余金へ振り替えること及び下記の内容を、平成23年8月25日開催の第57回定時株主総会において「剰余金の処分の件」として決議に付すこととし、上記議案は上記株主総会で承認可決された。

記

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
会社普通株式1株につき金3円
総額18,935,928円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成23年8月26日

しかしながら、本件の効力発生日である平成23年8月26日現在の会社法461条2項により算定される分配可能額は△386,981,628円であり、準備金を剰余金に振り替える手続きを執るなどして分配可能額をプラスにしない限り、配当することができなかった。したがって、本件は会社法第461条1項に違反する配当であった。

なお、第53期ないし第57期における配当の効力発生日における剰余金合計、自己株式の帳簿価額、その他有価証券評価差額金、分配可能額及び配当金総額は、下表のとおりである。

(単位：円)

	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
事業年度	平成19年5月	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月
剰余金合計	6,129,361,947	5,689,468,371	5,808,189,144	2,866,632,659	844,202,114
自己株式	269,954,229	270,073,229	270,332,529	270,467,671	1,180,463,196
評価差額金	—	—	—	104,034,310	50,720,546
分配可能額	5,859,407,718	5,419,395,142	5,537,856,615	2,492,130,678	△386,981,628
配当金総額	108,774,575	69,614,928	87,016,460	0	18,935,928

(2) 本件の意思決定過程の確認

平成23年7月29日に取締役会が開催され、同年8月25日に開催を予定している第57回定時株主総会において1株あたり3円の期末配当を実施する議案（以下、「配当議案」という。）を付議することが諮られた。当該取締役会には、取締役5名及び監査役3名全員が出席した。

配当議案は、取締役会議長であり代表取締役社長である小笠原康正により取締役会に提案された。1株につき3円の金銭配当を実施したい旨の説明がなされ、上記取締役会において取締役全員の賛成により決議された。

この取締役会決議に基づき、配当議案は、平成23年8月25日開催された第57回定時株主総会に付議された。監査役3名は、当該株主総会において、監査役3名の総意として、配当議案が法令及び定款に違反していない旨を表明し、配当議案は出席株主の過半数の賛成を得て可決された。

当該株主総会の決議に基づき、会社は、平成23年8月26日付で、1株あたり3円、配当金総額18,935,928円の配当を実施した。

(3) 本件の原因の究明

① 本件の発生経過について

ア 配当議案作成の前提となる会社法所定の「分配可能額」は、毎期経理部で算定されたうえで、総務部がこれを検証し、取締役会において配当方針が決定されていた。

ところが、経理部において、平成23年5月期の期末配当金の分配可能額を算定する上で控除すべき自己株式の期末帳簿価額(1,180,463,196円)を、誤って平成22年5月期の自己株式の期末帳簿価額(270,467,671円)としてしまったため、分配可能額が523,013,897円と算定され、それをもって期末配当が行われた。

イ 会社経理部においては、平成19年5月期から、分配可能額算定のために分配可能額算定シート(「剰余金」の金額と控除項目である「自己株式」「その他有価証券評価差額金」の金額を入力することで分配可能額が算定されるもの～表計算ソフトにより算定)を用いて分配可能額算定表を作成している。

平成23年5月期の期末配当金の分配可能額算定表の作成にあたって、まず前年度(平成22年5月期)の算定シートをそのままコピーして、これに平成23年5月期の剰余金等の金額を入力していった。ところが、経理部において、会社が期中に連結子会社を吸収合併したことなどで、自己株式の帳簿価額が期首では270,467,671円であったのが期末では1,180,463,196円に増加していたことを失念し、自己株式の帳簿価額を前年度の金額(期首の金額)である270,467,671円にしてしまった。

ウ そのため、平成23年5月期の期末配当金の分配可能額算定表作成において、期中の自己株式取得分が反映されず、本来なら、分配可能額がマイナスになるところが、523,013,897円とプラスに算定されてしまい、18,935,928円の配当が実施されてしまった。

エ 総務部においても、経理部による算定の誤りを発見できず、また、平成23年7月29日開催の取締役会において、本件の配当議案が付議され承認可決されたが、担当取締役も違法性に気付かず議案を説明し、その場に出席した取締役及び監査役全員も議案の違法性に気付かなかった。

② 本件の違法が見過ごされてしまった事情

平成 23 年 5 月期の期末配当が実行されるまでの過程において、会社役員および従業員が、本件の違法性を認識できた機会は、以下のとおりあった。

ア 配当議案が作成され取締役会に提案されるまでの過程

イ 配当議案が株主総会へ上程されるための取締役会での審議の過程

しかしながら、以下のとおり、それぞれの過程において本件が法令に違反することを発見できなかった。

A アの過程において発見できなかった事情

会社において、期末配当金の分配可能額を算定するにあたっては、経理部において分配可能額算定シートにより分配可能額算定表を作成し、これを総務部に回覧し、総務部において検証することになっている。

本件においても、経理部で作成された分配可能額算定表は総務部で検証されているところ、財務諸表等を確認したうえで分配可能額を検証するという作業までは行われなかった。

この点、総務部においては、過年度までは財務諸表等を確認したうえでの検証をしていたが、⑦平成 23 年 5 月期においては、(前期では事業整理損を大幅に計上したことなどで純損失を計上し無配としたこともあって) 別途積立金を取り崩して剰余金を配当することになっていたため、分配可能額がプラスになっていることの確認に関心が移ってしまったこと、④それまでの経理部での分配可能額の算定に誤りがなかったことから、総務部のチェックが疎かになってしまった。

取締役会に配当議案を提出する代表取締役も、平成 23 年 5 月期においては、別途積立金を取り崩して剰余金を配当することになっていたことから分配可能額がプラスになっていることの確認に関心が移ってしまったこと、及び、自己資本比率 12.2%、1 株当たり純資産額 546.81 円と財政状態が安定していたことから、分配可能額の誤りに気付かなかった。

B イの過程において発見できなかった事情

取締役会においても、同様であった。平成 23 年 5 月期においては、別途積立金を取り崩して剰余金の配当をすることになっていたことから分配可能額がプラスになっていることの確認に関心が移ってしまったこと、及び、自己資本比率 12.2%、1 株当たり純資産額 546.81 円と財政状態が安定していることから、分配可能額がマイナスになっているという感覚がなかった。

取締役や監査役は、分配可能額の算定において自己株式の帳簿価額が控除さ

れるという法的知識は有しており、また、期中に吸収合併等により会社が自己株式を取得していた事実も認識していた。しかしながら、吸収合併の対象が連結子会社であったために分配可能額への影響があるという認識に至りにくかったこと、及び、分配可能額算定表を見た時に、前期は無配であったために、当期は別途積立金を取り崩して剰余金の配当を行うということに関心が向いていたことから、自己株式の帳簿価額については役員の頭の中に過らなかつた。

C 総括

以上のとおり、会社は、本件の違法配当を発見することができなかつた。本件の直接の原因は、会社経理部において、平成23年5月期の分配可能額算定シートを作成する際に、自己株式の金額を誤って前年度の金額（期首の金額）にしてしまったという、いわば単純なミスによるものである。

しかしながら、このミスが発見されないままに剰余金配当が行われたことについては、必ずしも軽視できない問題がある。経理部のミスが発見されなかつた原因としては、以下の事情が認められる。

(a) チェック・管理体制の不十分さ

会社では、経理部において算定された分配可能額を、改めて総務部が検証するというチェック・管理体制を採用してはいた。

しかし、総務部においては、こと決算期では多忙を極めるところ、経理部の過去の算定に誤りがなかつたことなどからその算定を信頼してしまい、財務諸表等に基づく分配可能額の確認作業を疎かにしてしまった。

その結果、上記チェック・管理体制が十分に機能せず、自己株式の帳簿価額の表記の誤りに気付くことが出来なかつた。

算定を行う経理部はもちろん、その算定のチェックをする総務部においても、分配可能額の算定にあたっては自己株式の帳簿価額を控除すること自体の知識はあつたものの、上記のことから、改めて財務諸表等に基づいてチェックするという姿勢が徹底していなかつた。

(b) 分配可能額の検証に対する役員の認識の不足

取締役においては、分配可能額算定の知識を有しており、期中に会社が合併等により自己株式を取得したことも認識はあつた。

しかし、取締役は、実際に分配可能額算定表を検討する際、前期が無配であつたこと及び会社の財政状態が安定していることなどから、配当を行うことに対しての意識が潜在的に働き、別途積立金の取崩しについては注視するも、それとは対照的に、自己株式取得の事実とそれが控除項目であることの知識が直結しなかつたため、控除項目には関心が向かなかつた。その結果、控除項目である自己株式の帳簿価額の表記が誤っていることに気

付くことが出来なかった。

監査役においても、分配可能額算定の知識及び自己株式取得についての認識はあり、また、取締役会に提出される議案が、違法でないかをチェックすべきという意識は持ち合わせていた。しかし、計算業務を担当する経理部及び総務部の結論に誤りが含まれている可能性があるとの意識は薄く、その結果、自己株式の帳簿価額の表記の誤りに気付くことが出来なかった。

これは、分配可能額算定の知識が役員の中で真に生きたものとして定着していなかったこと及び役員の分配可能額の検証に対する認識の不足を意味する。

(4) 本件の意思決定に関与した会社役員の実態の指摘

ア 刑事責任

本件においては、会社法963条5項2号（違法配当）等に外形上該当する可能性はあるが、上記のとおりの原因及び意思決定過程に照らせば、構成要件該当事実について故意が存しないと思われる。

したがって、会社役員が会社法等による刑事責任を問われる可能性は極めて低いと考えられる。

イ 民事責任

会社法462条1項6号、461条1項8号、会社計算規則159条8号によれば、配当議案を株主総会及び取締役会に提案し、かつ、剰余金の配当の職務を行った代表取締役のみならず、取締役会において剰余金の配当に賛成した他の取締役についても、連帯して、期末配当金に相当する金銭を会社に対して支払う義務を負うことになる。また、会社法384条によれば、監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案を調査しなければならない。会社法423条1項、430条によれば、これを怠った監査役らは、連帯して会社に生じた損害を賠償する義務を負うと規定されている。

さらに、会社法429条1項によれば、取締役、監査役がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うと規定されている。ただし、現時点で、債権者に損害が生じる明白な事情は判明していない。

第4 再発を防止するために必要な措置の提言

本件は、会社において、剰余金の配当における分配可能額の算定における計算（入力）ミスおよびその検証を怠ったことが原因であり、再発を防止する方策については、分配可能額の計算（入力）ミスを起こさない、また分配可能額の検証を怠らな

い仕組みを作ることが必要である。そこで、以下では再発防止策を提言する。

1 チェック機能の強化

分配可能額算定表は、例えば剰余金、自己株式の帳簿価額、その他有価証券評価差額金のそれぞれについて過年度の金額についても記載され、比較対照できるようにするなどの工夫が必要である。

そして、会社が剰余金の配当を行う議案を株主総会に付議するまでのそれぞれの過程、すなわち経理部の算定後の総務部での検証過程、代表取締役が配当議案を取締役に提案する過程、取締役会における審議過程において、上記のような分配可能額算定表に基づき、改めて、財務諸表等の金額と照合して誤りがないかをチェックする必要がある。

2 剰余金の配当に関する意識の改善

会社には、剰余金の配当に関し、会社の財政状態が安定していたことなどから、配当は行えるはずであるとの潜在的な意識が存在していたと思われる。

しかし、剰余金の配当は、分配可能額を超えてはならず、その算定には自己株式の帳簿価額による控除などの法律上の制約を受けるものであるから、役員は、每期正確に分配可能額算定要素等を把握し、検証すべきことを改めて意識する必要がある。

3 法令教育の充実

本件を契機に、配当規制や会社法その他関係する諸法令について、専門家による定期的な講義など研修の機会を充実させ、会社全体として更なる理解の向上を図るべきである。

4 スタッフの充実

分配可能額の算定、検証は、繁忙期である決算時期に行われるものであるから、スタッフの人員が十分でないと、そのチェックも疎かになりがちである。経理部や総務部という管理業務のスタッフをより充実させることが望ましい。

以上